

べ)が発生します。散骨であれば、業者に依頼しても数十万、全て自力なら実質無料で行えます。

○ 管理者がいるない

お墓であれば、故人のお子さん・お孫さん・親戚と、誰かが管理し続けなければなりません。

散骨の様なお墓に入らない供養では、そういった煩わしさがありません。

冠婚葬祭の基本 突然の時、後悔しない為に 葬

vol.4
「散骨」

● 散骨可能
・自分の私有地
・公海上
・(許可を得た)墓所

特に陸地で行う場合は、周辺住民の方とトラブルにならない様、細心の注意が必要です。

〈焼骨は細かく碎く〉

焼骨をそのまま撒くと「遺骨遺棄罪」に問われてしまふ為、焼骨を灰の様な状態に迄碎いてから散骨します。

焼骨を碎くのは業者に数万円で依頼出来ますが、個人で行う事も勿論可能です。抵抗のない方は、すりこぎ・すり鉢等を準備すればコストは掛かりません。

デメリット

● 親族・友人からの反対

散骨する人が増えているとはいえ、まだまだ一般的とは言えません。一般的な葬送を希望する親族・友人がいた場合、はつきりとした故人の希望等が残つていなければ、トラブルになる恐れがあります。

● 将来お墓を建てる時に困る
散骨で撒いてしまう為、今後お墓を建てるという状況になつた際に困る場合もある様です。

散骨をする際の注意点

〈散骨する場所〉

散骨は違法ではないとはいえるとしても、どこでも可能という訳ではありません。

〈散骨不可〉

墓地と墓石を購入し…と考えると、どうしても莫大な金額(福岡市の場合、1坪弱・墓地代含まずで平均150万円／編集部調べ)

● 海外での散骨
海外では散骨に関する法律が規定されている国もあり、法律に沿わず勝手に行うと多額の罰金が科せられる場合があります。海外で散骨を希望する場合は、専門の業者への依頼も検討しましょう。

○ 費用面

メリット

骨をばら撒くと罪になるので、思われるかもしれません。しかし、1991年に関係省庁より「法の規制外」という見解が出された事で「節度をもつて行われる散骨」には違法性がないと考えられる様になりました。

散骨とは?

散骨とは、故人の遺体を火葬した後の焼骨を粉状(直径2~3mm程度)にし、海・空・山等に撒く葬送方法です。

散骨は違法?

骨をばら撒くと罪になるので、思われるかもしれません。

〈散骨は密やかに〉

遺骨は毒物や衛生面で有害な物ではありません。しかしこの人の感情として「気味が悪い物」として捉えられる事は否定出来ません。特に陸地での散骨は出来るだけ密やかに行い、痕跡も残さない様にしましょう。